

## 部・同好会細則

第1条 本細則は、本会会則の第27条、第28条によって定める。

第2条 会員は、2つ以上の部及び同好会に属することも可とする。

第3条 部を発足させる時には、次の規定による。

同好会として2年以上活動し以後継続性が認められる場合。

名称・目的・活動内容・予定顧問・生徒責任者（2名）・人員（10名以上）を記載の上、会長に提出し、評議委員会は、体育部・文化部の意見を尊重し、評議委員会と総会の承認を得て、校長の許可を得る。

部の新設期間は、原則として7月～10月までとする。尚、同好会の場合は随時とする。

第4条 第3条によって成立した部は、次年度より予算が支給される。

旧年度内に部資格を有する同好会については、予算編成の段階に予備費にある一定額の予算に入れておく。

新年度以降、部資格を有する同好会については、体育部は登録費の支給、文化部は上記程度の予算を支給する。

第5条 同好会を発足させるには、次の規定による。

名称・目的・活動内容・活動場所・予定顧問・生徒責任者（2名）・人員（10名以上）を記載の上、会長に提出し、評議委員会は、体育部・文化部の意見を尊重し、評議委員会と総会の承認を得て、校長の許可を得る。

第6条 同好会を部に昇格させるには、第3条による。

第7条 同好会には原則として、予算は与えられないものとする。部に昇格した際の予算は、次年度から支給される。

第8条 本会には、次の部及び同好会を置く。

（文化部）軽音楽、茶道、吹奏楽、美術、料理、メディア・クリエイション、鉄道研究会（同好会）ESS（同好会）

（体育部）サッカー、水泳、ソフトボール、卓球、チアリーディング、テニス、バスケットボール、バドミントン、バレーボール、ハンドボール、野球、陸上競技、ワンダーフォーゲル、ダンス

第9条 次の各項に該当する部は、廃部とする。

評議委員会において3分の2以上が、その目的・活動内容に反すると認めた場合。

部より提出された廃部届が、評議委員会に出された場合。

校長が、部の活動が生徒会会則に反し、学校に迷惑をおよぼしたと認めた場合。

第10条 次の各項に該当する同好会は、廃会とする。

評議委員会において3分の2以上が、その目的・活動内容に反すると認めた場合。

同好会より提出された廃会届が、評議委員会に出された場合。

休会状態が2年続いた場合。

校長が、同好会の活動が生徒会会則に反し、学校に迷惑をおよぼしたと認めた場合。

第11条 次の各項に該当する部及び同好会は、休部及び休会となる。

人数が0名となった場合。

部及び同好会より提出された休部，及び休会届が評議委員会の承認を得た場合。

評議委員会においてその必要を認めた場合。

第12条 休部及び休会中の部及び同好会は，評議委員会の承認を得た場合，活動を再開することができる。

第13条 部及び同好会が，その名称及び活動内容を変更する場合は，評議委員会の承認を得る。

付 則

本細則は，1976年（昭和51年）1月28日より施行する。

本細則は，1993年（平成5年）12月1日に改正して施行する。

本細則は，1998年（平成10年）3月17日に改正し，1998年（平成10年）4月1日より施行する。

本細則は，2007年（平成19年）3月23日に改正し，2007年（平成19年）4月1日より施行する。

本細則は，2014年（平成26年）9月30日に改正し，施行する。